**夏休み期間の指定地域からの家族の帰省につきまして**

令和３年７月２０日発出

ケイメイグループ新型コロナウイルス対策本部会議

　「新型コロナウイルス感染防止対策に関する通知」で規定する指定地域（緊急事態宣言及びまん延防止等特別措置の対象となる都道府県以外）からの、夏休み期間（７月下旬から８月31日まで）の家族の帰省並びに職員本人の指定地域への帰省に関しまして下記の通りお知らせします。

1. 法人の指定する指定地域からの家族の帰省や職員の指定地域への帰省が許可される条件

**①　管理者の許可を得ていること**

**②　帰省１週間前から、大人数での飲食や接待を伴う飲食店への行動歴がないこと、**

**③　感染者との接触がないこと**

**④　帰宮後、職員・職員家族及び帰省者の健康観察を行い、職員・職員家族及び帰省者の健康観察で異**

**常が出た場合、濃厚接触となったことが判明した場合、報道等で感染報告があった場所に該当する時間に帰省者が行ったことが判明した場合には速やかに上司・管理者に報告すること**

**⑤　帰****省前の行動に関し感染対策遵守の協力が得られていること**

**⑥　帰省後の行動に関し、国・県が推奨する行動がとれ、自粛要請等にも応じることができること**

**⑦　帰宮時または帰宮日前２日以内にPCR検査を受けること。**

　　　上記①~⑦を満たす場合、指定地区からの帰省を許可します。

　　　帰省する家族または職員のワクチン接種が完了しており2回目の接種から2週間以上経過している場合は、上記①～⑥を条件とし帰省を許可します。

＊緊急事態宣言を宣言されている都道府県、まん延防止等重点措置の対象となっている都道府県からの

　　　　不要不急の帰省並びに当該地域への職員の帰省等に関しましては、原則自粛をお願いします。

帰省する場合はワクチン接種の有無に関わらず帰宮時のPCR検査を必須条件としますが、帰省者の帰省後５日間の隔離を行いPCR検査を行う手順を推奨します。

帰省者の帰省前の行動などから、管理者が判断をしてください。

また、当該地域に帰省した職員につきましては、帰宮後５日間出勤停止とし、5日後にPCR検査を

行ってください。但し、帰省時の接触歴・会食の有無等聞き取りを行った結果、PCR検査のみで十分と判断できる場合は、管理者の判断として下さい。

＊ＰＣＲ検査につきましては、自費となります。各施設管理者に相談して下さい。

　　　　パソラボ提出で行うPCR検査費用は、7,500円（税込）となります。

　　　　検査結果は当日、最短で３時間程度で判明します。結果は電話にてお知らせします。

　　　　費用の支払いは、分割払いも可能とします。

２．検査結果により陽性が確認された場合は、行政の指示により自宅療養、療養所（ホテル）での療養

　　入院等の処置になります。

　　また、家族の陽性確認後に職員の休業が必要な場合は、自己都合となりますので予めご了承ください。

＊「新型コロナウイルス感染防止対策に関する通知」で規定する指定地域は、人口１０万人あたり感染

　者が２．５人以上の都道府県としています。宮崎県の指定は時間差があるため、NECサイトにて確認

してください。　　　<https://covid-19.nec-solutioninnovators.com/>

＊夏休み期間の感染状況を予見することは困難ですので、通知が変更になる場合があります。

　予めご了承ください。